（証券コード 7883）
平成18年６月12日

株　主　各　位

岐阜県大垣市久瀬川町７丁目５番地の１
**サンメッセ株式会社**
代表取締役社長　田　中　良　幸

# 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、総会開催日の前日の平成18年６月26日（月曜日）までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　　**平成18年６月27日（火曜日）午前10時**
**２．場　　所**　　**岐阜県大垣市久瀬川町７丁目５番地の１**
　　**当社本社５階会議室**
**３．会議の目的事項**
　**報告事項**　第61期（平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
　**決議事項**
　　**第１号議案**　第61期利益処分案承認の件
　　**第２号議案**　定款一部変更の件
　　議案の要領は後記の「議決権の行使についての参考書類」（16頁から25頁まで）に記載のとおりであります。
　　**第３号議案**　取締役６名選任の件
　　**第４号議案**　第61期役員賞与支給の件
　　**第５号議案**　取締役および監査役の報酬額改定の件

以　上

（お願い）
　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

# 営業報告書

（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）

## １．営業の概況

### (1) 営業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、原油価格の高騰、素材関係の価格上昇などの懸念材料はありましたが、企業収益の回復や設備投資の増加などにより、景気は踊り場を脱却し、回復基調で推移しました。また、雇用環境の改善や、愛知万博「愛・地球博」の成功などの効果もあり、個人消費の持ち直しもみられるようになり、株価も上昇しました。

印刷業界におきましては、景気回復基調にもかかわらず、熾烈な競争・競合により厳しい状況が続きました。また、個人情報保護法の施行による個人情報の厳格な管理の必要性や、原材料高などコストの上昇要因もあり、利益の確保が容易でない経営環境にありました。

当社は、このような情勢のなかで、「心・技・体の充実で一流を目指そう！」を会社の年度方針として、法令順守・技術力向上・現場重視の事業展開を図りました。10月に三重県地域への業務拡大および深耕営業のため、三重支店を三重県桑名市に開設しました。また、個人情報につきましても、より充実した管理体制を整備しました。製造部門におきましては、12月にオフセット輪転印刷機を増設し生産能力を強化するとともに、外注比率を低下させるため内製（自社製造）化比率アップを図りました。

売上の部門別では、当社の主力分野である一般商業印刷物は、マルチメディア関連製品、プリペイドカードなどは前期を下回りましたが、カタログ・ダイレクトメール、折込広告などが前期を上回ったため、104億91百万円（前期比102.4％）と増収となりました。出版印刷物は、25億12百万円（前期比100.5％）と前期とほぼ同一水準を維持しました。

利益面におきましては、製造面での合理化・省力化と内製化の推進により売上総利益率が前期と比べて上昇し、売上高も前期比で増収となったため売上総利益が増益となり、販売費及び一般管理費の増加も吸収でき、経常利益は増益となりました。前期においては財務体質の早期健全化を図るため「固定資産の減損に係る会計基準」を早期適用したため当期純損失を計上しておりますので、当期純利益は大幅な増益となりました。

以上の結果、売上高は142億13百万円と前期に比べて1.9％の増収となり、利益面におきましては、経常利益は７億94百万円と前期に比べて28.8％の増益となり、当期純利益は５億８百万円となり、前期と比べて13億５百万円の増益となりました。

### (2) 会社が対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢につきましては、さらなる企業業績の改善が、雇用・所得環境の改善を通じて徐々に家計部門に波及してゆくと期待されます。

印刷業界におきましては、原油価格の上昇による原材料の値上り懸念のあるなかで、より効率的な生産体制の整備が必要であると思われます。

当社といたしましては、新年度の会社方針、『積極姿勢で「飛躍の年」』のもと

に、積極経営・現場主義の徹底・コミュニケーションの確立で事業展開を図りたいと考えております。また、内部統制システムの構築およびその充実にも取組んでいきます。

今期は７月に滋賀県彦根市に「滋賀支店」を開設し、業務拡大および深耕営業に努めます。また、生産能力の増強を図るため本社工場に第５工場を建設し、オフセット輪転印刷機２台を導入いたします。

株主の皆様におかれましても、今後ともなお一層のご支援・ご指導を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

### (3) 資金調達の状況

当期においては、資金の調達は行いませんでした。逆に、短期借入金を２億50百万円および長期借入金を２億円返済いたしました。

### (4) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、５億59百万円であり、合理化・省力化を目的とした機械装置の購入のため５億26百万円、車両購入その他に33百万円を投資いたしました。

### (5) 営業成績および財産の状況の推移

当社の営業成績および財産の状況は次のとおりであります。

| 区　　分 | 第 58 期 | 第 59 期 | 第 60 期 | 第 61 期（当期） |
|---|---|---|---|---|
| | 平成15年３月期 | 平成16年３月期 | 平成17年３月期 | 平成18年３月期 |
| 売 上 高(百万円) | 13,864 | 13,668 | 13,954 | 14,213 |
| 経常利益(百万円) | 871 | 548 | 616 | 794 |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(百万円) | 307 | 302 | △ 797 | 508 |
| １株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円) | 34.42 | 33.94 | △ 94.48 | 29.54 |
| 総 資 産(百万円) | 18,287 | 19,136 | 18,331 | 19,258 |
| 純 資 産(百万円) | 10,717 | 11,317 | 10,459 | 11,475 |

(注) １．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
２．第60期の当期純損失は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う、減損損失の計上によります。
３．平成17年11月18日付をもって１株を２株に分割しておりますので、第61期の１株当たり当期純利益は株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

## ２．会社の概況（平成18年３月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は一般商業印刷を中心に出版印刷、包装印刷を営む総合印刷会社であります。お客様の希望される印刷物を、企画、デザイン、製版、印刷、製本にとどまらず、トムソン加工、製袋、表面加工に至るまでの設備を有し、一貫生産しております。当社の製品の多くは受注生産ですが、カタログ発送代行システムやチラシ制作支援システムを開発するなど、需要開発型の営業展開にも力を注いでおります。

また近年では、印刷で培った情報加工ノウハウや技術を生かし、ＷｅｂサイトやＤＶＤなどのコンテンツ制作に取り組むほか、印刷データを二次利用するデジタルデータベースシステムの構築、地方自治体の歴史、文化、自然をデジタルデータで残すデジタルアーカイブシステムや大学におけるｅラーニングのシステム運用などを行っています。

なお、主要な営業品目は次のとおりであります。

| 区　　分 | 営　　業　　品　　目 |
|---|---|
| 一般商業印刷物 | 株券、会社案内、入社案内、入学案内、社内報、新聞、カタログ、ポスター、カレンダー、ダイレクトメール、折込広告、パンフレット、各種ビジネスフォーム、伝票、シール、ステッカー、ノベルティ、図書カード、プリペイドカード、ＣＤ－ＲＯＭ・ＤＶＤ－ＲＯＭ各種タイトル、インターネットのホームページ、デジタルアーカイブ |
| 出版印刷物 | 取扱説明書、社史、年史、記念誌、月刊誌、行政広報、一般書籍 |
| 包装印刷物 | パッケージ、包装紙、ショッピングバッグ、ダンボールケース |

### (2) 事業所

| 名　　称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| 本　　社 | 岐阜県大垣市久瀬川町７丁目５-１ |
| 東京支店 | 東京都江東区東陽３丁目22-４ |
| 赤坂支店 | 東京都港区赤坂４丁目１-30 |
| 大阪支店 | 大阪市中央区南本町１丁目３-９ |
| 名古屋支店 | 名古屋市中区大須１丁目20-47 |
| 岡崎支店 | 愛知県岡崎市大門４丁目８-11 |
| 愛岐支店 | 愛知県一宮市平島２丁目15-22 |
| 岐阜支店 | 岐阜市須賀１丁目１-５ |
| 三重支店 | 三重県桑名市伝馬町15-２ |
| サンメッセ情報館 | 岐阜県大垣市加賀野４丁目１-19 |
| 本社工場 | 岐阜県大垣市久瀬川町７丁目５-１ |
| 中工場 | 岐阜県大垣市荒川町423 |
| 西工場 | 岐阜県大垣市荒川町452-１ |

（注）１．平成17年10月に三重支店を開設いたしました。
２．平成18年７月に滋賀支店の開設を予定しております。

### (3) 株式の状況

①会社が発行する株式の総数　60,000,000株
②発行済株式の総数　17,825,050株
（注）平成17年11月18日付をもって１株を２株に株式分割しておりますので、会社が発行する株式の総数は30,000,000株、発行済株式の総数は8,912,525株増加しております。
③株主数　1,260名
④新株予約権の状況
発行価額が無償の新株予約権
（平成15年６月25日開催定時株主総会決議分）
新株予約権の数　2,483個
目的となる株式の種類および数　普通株式 496,600株
新株予約権の発行価額　無償
⑤大株主

| 株主名 | 当社への出資状況 | | 当社の大株主への出資状況 | |
|---|---|---|---|---|
| | 持株数 | 議決権比率 | 持株数 | 出資比率 |
| | 千株 | % | 千株 | % |
| 有限会社デンコウ | 1,943 | 11.29 | — | — |
| 株式会社大垣共立銀行 | 857 | 4.98 | 942 | 0.31 |
| 田中義一 | 716 | 4.16 | — | — |
| 田中尚安 | 715 | 4.16 | — | — |
| 田中良幸 | 648 | 3.76 | — | — |
| 田中勝英 | 646 | 3.75 | — | — |
| サンメッセ従業員持株会 | 600 | 3.48 | — | — |
| 田中茂宏 | 600 | 3.48 | — | — |
| 田中和子 | 543 | 3.16 | — | — |
| 田中尚一郎 | 250 | 1.45 | — | — |

（注）当社は、自己株式621千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除いております。

### (4) 自己株式の取得、処分等および保有

①取得株式
普通株式　452株
取得価額の総額　282千円
②処分株式
普通株式　9,600株
処分価額の総額　6,250千円
③当期末における保有株式
普通株式　621,966株
（注）平成17年11月18日付をもって１株を２株に株式分割しておりますので、上記①②の普通株式は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

**(5) 従業員の状況**

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 719名 | 7名減 | 35.8歳 | 14.6年 |

（注） 上記の従業員数には、他社への出向者10名、嘱託17名、パート168名は含まれておりません。

**(6) 主要な借入先**

| 借入先 | 借入額 | 借入先の当社への出資状況 | |
|---|---|---|---|
| | | 持株数 | 議決権比率 |
| | 百万円 | 千株 | % |
| 株式会社大垣共立銀行 | 600 | 857 | 4.98 |
| 株式会社十六銀行 | 300 | 198 | 1.15 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 200 | 176 | 1.02 |
| 株式会社みずほ銀行 | 200 | 132 | 0.76 |

（注） 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成18年１月１日付、旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社ＵＦＪ銀行が合併した銀行であります。

**(7) 取締役および監査役**

| 氏名 | 会社における地位および担当または主な職業 |
|---|---|
| ※田中　良幸 | 取締役社長 |
| ※田中　勝英 | 専務取締役　管理本部長 |
| ※田中　義一 | 専務取締役　営業本部長 |
| 浅野　宣久 | 取締役　監査室長 |
| 北川　松男 | 取締役　製造本部長 |
| 木村　伸男 | 取締役　東京営業部長 |
| 吉野　銑城 | 常勤監査役 |
| 内藤　保彦 | 監査役 |
| 藤塚　清治 | 監査役　税理士 |
| 加藤　文夫 | 監査役　税理士 |

（注）１．※印は代表取締役であります。
２．監査役藤塚清治、加藤文夫の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

**(8) 会計監査人に対する報酬等の額**

①当社が監査法人に支払うべき報酬等の合計額　11,500千円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額　11,500千円
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額　11,500千円

（注） 当社と監査法人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

## 3．決算期後に生じた重要な事実

該当事項はありません。

# 貸借対照表

（平成18年３月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **6,409,994** | **流動負債** | **5,930,514** |
| 現金及び預金 | 1,428,850 | 支払手形 | 368,050 |
| 受取手形 | 1,195,781 | 買掛金 | 1,385,434 |
| 売掛金 | 2,941,672 | 短期借入金 | 1,710,000 |
| 製品 | 120,028 | 一年内償還社債 | 600,000 |
| 原材料 | 88,891 | 未払金 | 172,597 |
| 仕掛品 | 350,686 | 未払費用 | 390,711 |
| 貯蔵品 | 28,089 | 未払消費税等 | 48,704 |
| 前払費用 | 8,602 | 未払法人税等 | 294,000 |
| 繰延税金資産 | 232,000 | 前受金 | 28,341 |
| その他流動資産 | 59,073 | 預り金 | 28,269 |
| 貸倒引当金 | △ 43,680 | 前受収益 | 4,674 |
| **固定資産** | **12,848,737** | 賞与引当金 | 400,000 |
| **有形固定資産** | **8,806,768** | 役員賞与引当金 | 14,900 |
| 建物 | 2,245,609 | 設備関係支払手形 | 375,081 |
| 構築物 | 59,005 | 設備未払金 | 103,126 |
| 機械及び装置 | 2,534,666 | その他流動負債 | 6,623 |
| 車両運搬具 | 38,692 | **固定負債** | **1,852,352** |
| 工具器具備品 | 82,462 | 長期借入金 | 50,000 |
| 土地 | 3,846,332 | 繰延税金負債 | 44,000 |
| **無形固定資産** | **58,251** | 退職給付引当金 | 1,513,728 |
| 借地権 | 950 | 役員退職慰労引当金 | 229,770 |
| ソフトウェア | 50,554 | その他固定負債 | 14,854 |
| 電話加入権 | 5,933 | **負債合計** | **7,782,866** |
| 施設利用権 | 813 | （資本の部） | |
| **投資その他の資産** | **3,983,717** | **資本金** | **1,236,114** |
| 投資有価証券 | 3,716,053 | **資本剰余金** | **1,049,534** |
| 子会社株式 | 50,000 | **資本準備金** | **1,049,534** |
| 出資金 | 1,376 | **利益剰余金** | **8,345,748** |
| 破産債権等 | 10,323 | **利益準備金** | **114,949** |
| 長期前払費用 | 62,648 | **任意積立金** | **7,500,000** |
| 会員権 | 158,341 | 別途積立金 | 7,500,000 |
| その他投資 | 77,632 | **当期未処分利益** | **730,799** |
| 貸倒引当金 | △ 92,658 | **株式等評価差額金** | **1,249,456** |
| | | **自己株式** | **△ 404,989** |
| | | **資本合計** | **11,475,865** |
| **資産合計** | **19,258,732** | **負債・資本合計** | **19,258,732** |

# 損益計算書

（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **（経常損益の部）** | | |
| **営業損益の部** | | |
| 営業収益 | | |
| 売上高 | | 14,213,864 |
| 営業費用 | | |
| 売上原価 | 11,000,698 | |
| 販売費及び一般管理費 | 2,524,337 | 13,525,036 |
| **営業利益** | | **688,827** |
| **営業外損益の部** | | |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 41,170 | |
| 不動産賃貸収入 | 63,593 | |
| その他営業外収益 | 59,847 | 164,610 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 29,820 | |
| 新株発行費償却 | 1,919 | |
| 不動産賃貸費用 | 27,414 | |
| その他営業外費用 | 247 | 59,402 |
| **経常利益** | | **794,036** |
| **（特別損益の部）** | | |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却償還益 | 103,677 | |
| その他特別利益 | 11,959 | 115,637 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却廃棄損 | 43,837 | |
| 固定資産解体費用 | 36,800 | |
| 投資有価証券評価損 | 549 | |
| 会員権評価損 | 11,477 | |
| その他特別損失 | 9 | 92,674 |
| **税引前当期純利益** | | **816,999** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 385,030 | |
| 法人税等調整額 | △ 76,077 | 308,952 |
| **当期純利益** | | **508,046** |
| 前期繰越利益 | | 276,305 |
| 中間配当額 | | 51,599 |
| 自己株式処分差損 | | 1,953 |
| **当期未処分利益** | | **730,799** |

**１．重要な会計方針**

(1)有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券……時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2)たな卸資産の評価基準および評価方法

①製品および仕掛品……個別法による原価法

②原材料……総平均法による原価法

③貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

②無形固定資産……法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(4)繰延資産の処理方法

新株発行費……支出時に全額を費用として処理しております。

(5)引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金……役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

④退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、期首において算定した当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法

により按分した額をそれぞれ翌期から費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6)消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**2．追加情報**

役員賞与引当金

当期より、「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」(平成16年３月９日企業会計基準委員会　実務対応報告第13号）に基づき、役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を役員賞与引当金として計上しております。この結果、販売費及び一般管理費は14,900千円多く、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ14,900千円少なく計上されております。

**3．貸借対照表関係の注記**

(1)子会社に対する金銭債権債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 1,420千円 |
| 短期金銭債務 | 4,454千円 |

(2)有形固定資産の減価償却累計額　10,761,132千円

(3)担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建　　物 | 570,651千円 |
| 土　　地 | 2,137,391千円 |

(4)商法施行規則第124条第３号に規定する配当制限額

資産の時価評価により増加した純資産額　1,249,456千円

**4．損益計算書関係の注記**

(1)子会社との取引

| | |
|---|---|
| 売　上　高 | 12,623千円 |
| 売 上 原 価 | 36,797千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 7,618千円 |

(2)１株当たり当期純利益　29円54銭

**5．税効果会計関係の注記**

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|---|---|
| 土地減損損失否認 | 443,926千円 |
| 投資有価証券評価損否認 | 19,628千円 |
| 会員権評価損否認 | 46,104千円 |

| | |
|---|---|
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 41,476千円 |
| 未払社会保険料（賞与）否認 | 22,114千円 |
| 未払事業税否認 | 23,066千円 |
| 賞与引当金否認 | 159,080千円 |
| 退職給付引当金否認 | 602,009千円 |
| 役員退職慰労引当金否認 | 91,379千円 |
| その他 | 23,719千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,472,505千円 |
| 評価性引当額 | △ 481,926千円 |
| 繰延税金資産合計 | 990,579千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 株式等評価差額金 | △ 802,579千円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 802,579千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 188,000千円 |

**6．退職給付関係の注記**

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、適格退職年金制度および厚生年金基金制度を設けております。

なお、当社は、中部印刷工業厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金制度は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合に該当しますので、当該厚生年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

(2)退職給付債務に関する事項（平成18年３月31日現在）

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | △ 2,114,100千円 |
| 年金資産 | 322,025千円 |
| 未積立退職給付債務 | △ 1,792,075千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 278,347千円 |
| 退職給付引当金 | △ 1,513,728千円 |

(3)退職給付費用に関する事項（自平成17年４月１日　至平成18年３月31日）

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 286,779千円 |
| 利息費用 | 39,994千円 |
| 期待運用収益 | △ 1,209千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 93,705千円 |
| 退職給付費用 | 419,269千円 |

（注）上記勤務費用には、中部印刷工業厚生年金基金への要拠出額167,021千円を含めております。

(4)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|---|---|
| 割引率 | 2.0% |
| 期待運用収益率 | 0.4% |

# 利益処分案

（単位：円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 当　期　未　処　分　利　益 | 730,799,253 |
| これを次のとおり処分します。 | |
| 利　　益　　配　　当　　金<br>（普通配当　　1株につき3円<br>記念配当　　1株につき1円） | 68,812,336 |
| 次　期　繰　越　利　益 | 661,986,917 |

（注）　平成17年12月12日に51,599,652円（1株につき6円）の中間配当を実施しております。

# 会計監査人の監査報告書　謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年５月16日

サンメッセ株式会社
取締役会　御中

監査法人　トーマツ
指定社員 業務執行社員　公認会計士　西松真人　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　石倉平五　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、サンメッセ株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第61期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告書　謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第61期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

**１．監査役の監査の方法の概要**

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

**２．監査の結果**

(1) 会計監査人　監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年５月19日

サンメッセ株式会社　監査役会

| | | |
|---|---|---|
| 監査役(常勤) | 吉野銑城 | ㊞ |
| 監査役 | 内藤保彦 | ㊞ |
| 監査役 | 藤塚清治 | ㊞ |
| 監査役 | 加藤文夫 | ㊞ |

(注) 監査役藤塚清治及び加藤文夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

# 議決権の行使についての参考書類

**1．総株主の議決権の数　　171,980個**

**2．議案および参考事項**

**第1号議案**　第61期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（13頁）をご参照ください。

当期の利益配当金につきましては、設備の拡充、今後の事業展開などに備えるため、普通配当は1株につき3円とし、創業70周年を迎えることができた株主様への感謝の意を表するため記念配当として1株につき1円を加え、合わせて1株につき4円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、中間配当金（1株につき6円）を含め1株につき10円となります。

なお、平成17年11月18日付にて1株を2株に株式分割しておりますので、当期は実質2円の増配となります。また、当期の中間配当金6円は、分割前の株式に対して実施したものであります。

なお、第61期の営業の状況、貸借対照表および損益計算書は2頁から12頁までをご参照ください。

**第2号議案**　定款一部変更の件

1．変更の理由

(1)　今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

(2)　公告閲覧の利便性向上および公告費用の節減を図るため、公告方法として電子公告を採用し、併せて、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条（公告の方法）の変更を行うものであります。

(3)　経営の意志決定の迅速化および業務執行の効率性の確保を目的として、取締役の員数を20名以内から12名以内に削減するため、現行定款第17条（取締役の員数）を変更するとともに、取締役の任期を2年から1年に短縮し、取締役の責任の明確化を図り、機動的な取締役会の体制を構築するため、現行定款第19条（取締役の任期）の変更を行うものであります。

(4)　会社法（平成17年法律第86号）並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

①　単元未満株式の権利を明確に定めることが認められたことに伴い、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

② 株主総会の招集に際し、株主様の利便性を高め、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

③ 取締役会を機動的・効率的に運営するため、その決議について書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、現行定款第22条に第２項を新設するものであります。

④ 取締役および監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、責任免除の規定を新設するとともに、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、変更案第30条（取締役の責任免除）および第42条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、変更案第30条（取締役の責任免除）につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

⑤ 第６章として、新たに会計監査人に関する規定を設けるとともにその職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、会計監査人との間で責任限定契約を締結することが可能とする変更案第45条（会計監査人の責任限定契約）を新設するものであります。

⑥ 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第47条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

(5) 上記のほか、会社法の施行に伴って定款に定めたものとしてみなされた事項につきまして､必要な規定の加除・修正を行うとともに全般に亘って所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。　（下線は変更部分を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第１章　総　　則 | 第１章　総　　則 |
| （商　　号） | （商　　号） |
| 第１条　当会社は、サンメッセ株式会社と称し、英文ではSun Messe Co.,Ltd.と表示する。 | 第１条　　（現行どおり） |
| （目　　的） | （目　　的） |
| 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| １． | １． |
| 〃　　（省　　略） | 〃　　（現行どおり） |
| ８． | ８． |
| （新　　設） | ９．医療機器の製造及び製造販売 |
| ９．前各号に附帯する一切の業務 | 10.　　（現行どおり） |
| （本店の所在地） | （本店の所在地） |
| 第３条　当会社は、本店を岐阜県大垣市に置く。 | 第３条　　（現行どおり） |

（次頁へ続く）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （新　　設） | （機　　関）<br>第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1)取締役会<br>(2)監査役<br>(3)監査役会<br>(4)会計監査人 |
| （公告の方法）<br>第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 | （公告方法）<br>第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 |
| 第２章　株　　式 | 第２章　株　　式 |
| （発行する株式の総数）<br>第５条　当会社の発行する株式の総数は、6,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。 | （発行可能株式総数）<br>第６条　当会社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。 |
| （自己株式の取得）<br>第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 | （削　　除） |
| （新　　設） | （削　　除） |
| （１単元の株式の数）<br>第７条　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 | （株券の発行）<br>第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。<br>（単元株式数）<br>第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。 |
| （単元未満株券の不発行）<br>第８条　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。 | （単元未満株券の不発行）<br>第９条　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。 |
| （新　　設） | （単元未満株式についての権利）<br>第10条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利<br>(2)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利<br>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 |

（次頁へ続く）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （株式取扱規則）<br>第９条　当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、諸届、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。 | （株式取扱規則）<br>第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 |
| （名義書換代理人）<br>第10条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。<br>２　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。<br>３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、諸届、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。 | （株主名簿管理人）<br>第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。<br>２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。<br>３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 |
| （基準日）<br>第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。<br>２　本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。 | （削　　除） |
| 第３章　株主総会 | 第３章　株主総会 |
| （株主総会の招集）<br>第12条　当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。<br>２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。 | （株主総会の招集）<br>第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。 |
| （新　　設） | （削　　除）<br><br>（定時株主総会の基準日）<br>第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。 |

（次頁へ続く）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （株主総会の議長）<br>第13条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代る。 | （株主総会の招集権者及び議長）<br>第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br>2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 |
| （株主総会の決議）<br>第14条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。<br>2　商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。 | （株主総会の決議方法）<br>第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。<br>2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。 |
| （株主総会の議決権の代理行使）<br>第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。<br>2　株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。 | （株主総会の議決権の代理行使）<br>第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。<br>2　株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。 |
| （株主総会の議事録）<br>第16条　株主総会の議事については、議事録を作成する。<br>2　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席取締役が記名押印する。 | （株主総会の議事録）<br>第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。 |
| （新　　設） | （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>第19条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |
| 第４章　取締役及び取締役会<br>（取締役の員数）<br>第17条　当会社の取締役は、20名以内とする。<br>（取締役の選任）<br>第18条　取締役は、株主総会においてこれを選任する。 | 第４章　取締役及び取締役会<br>（取締役の員数）<br>第20条　当会社の取締役は、12名以内とする。<br>（取締役の選任方法）<br>第21条　取締役は、株主総会において選任する。 |

（次頁へ続く）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 2　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 | 2　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 |
| 3　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 | 3　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| （取締役の任期） | （取締役の任期） |
| 第19条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 | 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| 2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 | （削　除） |
| （新　設） | （取締役会の招集権者及び議長）<br>第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br>2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 |
| （取締役会の招集）<br>第20条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。 | （取締役会の招集通知）<br>第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 |
| 2　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮する。 | |
| 3　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 | 2　（現行どおり） |
| （取締役会の議長）<br>第21条　取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代る。 | （削　除） |
| （取締役会の決議）<br>第22条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。 | （取締役会の決議方法）<br>第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 |
| （新　設） | 2　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。 |

（次頁へ続く）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （取締役会の議事録）<br>第23条　取締役会の議事については、議事録を作成する。<br>2　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席取締役並びに出席監査役が記名押印する。 | （取締役会の議事録）<br>第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 |
| （代表取締役及び役付取締役）<br>第24条　取締役会の決議により取締役の中から、取締役社長１名を、必要に応じて取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選任する。<br>2　取締役社長は、当会社を代表する。<br>3　取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。 | （代表取締役及び役付取締役）<br>第27条　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を、必要に応じて取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。<br>2　（現行どおり）<br>3　取締役社長のほか、取締役会は、その決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。 |
| （取締役会規程）<br>第25条　取締役会に関する事項は、別に取締役会で定める取締役会規程による。 | （取締役会規程）<br>第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 |
| （取締役の報酬並びに退職慰労金）<br>第26条　取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 | （取締役の報酬等）<br>第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 |
| （新　設） | （取締役の責任免除）<br>第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| （顧問及び相談役）<br>第27条　取締役会の決議により顧問又は相談役若干名を置くことができる。顧問及び相談役は、当会社の重要業務につき取締役会の諮問に応ずるものとする。<br>2　顧問及び相談役の報酬は、取締役会の決議により定める。 | （顧問及び相談役）<br>第31条　取締役会は、その決議によって、顧問又は相談役各若干名を置くことができる。顧問及び相談役は、当会社の重要業務につき取締役会の諮問に応ずるものとする。<br>2　顧問及び相談役の報酬等は、取締役会の決議によって定める。 |

（次頁へ続く）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第５章　監査役及び監査役会 | 第５章　監査役及び監査役会 |
| （監査役の員数） | （監査役の員数） |
| 第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。 | 第32条　（現行どおり） |
| （監査役の選任） | （監査役の選任方法） |
| 第29条　監査役は、株主総会においてこれを選任する。 | 第33条　監査役は、株主総会において選任する。 |
| ２　監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 | ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| （監査役の任期） | （監査役の任期） |
| 第30条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 | 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 | ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 |
| （新　設） | （監査役会の招集権者）<br>第35条　監査役会は、各監査役がこれを招集する。 |
| （監査役会の招集） | （監査役会の招集通知） |
| 第31条　監査役会は、各監査役がこれを招集する。 | 第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 |
| ２　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮する。 | |
| ３　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 | ２　（現行どおり） |
| （監査役会の決議） | （監査役会の決議方法） |
| 第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。 | 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 |
| （監査役会の議事録） | （監査役会の議事録） |
| 第33条　監査役会の議事については、議事録を作成する。 | 第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 |
| ２　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席監査役が記名押印する。 | |
| （常勤の監査役） | （常勤の監査役） |
| 第34条　監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。 | 第39条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 |
| （監査役会規程） | （監査役会規程） |
| 第35条　監査役会に関する事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。 | 第40条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 |

（次頁へ続く）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （監査役の報酬並びに退職慰労金）<br>第36条　監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 | （監査役の報酬等）<br>第41条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 |
| | （監査役の責任免除）<br>第42条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |
| （新　　設） | ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| | 第６章　会計監査人 |
| （新　　設） | （会計監査人の選任方法）<br>第43条　会計監査人は、株主総会において選任する。 |
| （新　　設） | （会計監査人の任期）<br>第44条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。 |
| （新　　設） | （会計監査人の責任限定契約）<br>第45条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第６章　計　　算 | 第７章　計　　算 |
| （営業年度及び決算期）<br>第37条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１か年とし、毎年３月31日を決算期とする。 | （事業年度）<br>第46条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。 |
| （新　　設） | （剰余金の配当等の決定機関）<br>第47条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。 |

（次頁へ続く）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| （利益配当金）<br>第38条　利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 | （剰余金の配当の基準日）<br>第48条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。<br>２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。<br>３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| （中間配当）<br>第39条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法293条ノ５の規定により金銭の分配（以下中間配当金という。）をすることができる。 | （削　　除） |
| （配当金の除斥期間）<br>第40条　利益配当金及び中間配当金については、当会社がその支払を開始した日より満３年を経過しても、なお受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れる。<br>２　未払の利益配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。 | （配当の除斥期間）<br>第49条　配当財産が金銭である場合は、当会社がその支払を開始した日より満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<br>２　前項の金銭に対しては利息をつけない。 |

**第３号議案**　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　　名<br>（生年月日） | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 田　中　良　幸<br>（昭和15年３月５日生） | 昭和39年11月<br>当社入社<br>平成６年７月<br>当社取締役副社長営業部門担当<br>平成10年６月<br>当社代表取締役社長<br>現在に至る<br>［他の会社の代表状況］<br>・日本イベント企画株式会社取締役会長<br>・有限会社デンコウ取締役社長 | 648,112株 |
| 2 | 田　中　勝　英<br>（昭和17年２月13日生） | 昭和39年４月<br>当社入社<br>平成元年８月<br>当社専務取締役管理本部長<br>平成13年10月<br>当社代表取締役専務取締役管理本部長<br>現在に至る | 646,500株 |

（次頁へ続く）

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 田中義一<br>（昭和19年３月25日生） | 昭和41年４月<br>当社入社<br>平成２年４月<br>当社常務取締役営業副本部長兼名古屋営業部長<br>平成12年６月<br>当社専務取締役営業本部長<br>平成13年10月<br>当社代表取締役専務取締役営業本部長<br>現在に至る | 716,210株 |
| 4 | 浅野宣久<br>（昭和21年２月27日生） | 昭和43年４月<br>当社入社<br>平成９年４月<br>当社取締役本社営業部長<br>平成10年６月<br>当社取締役営業副本部長兼本社営業部長<br>平成13年10月<br>当社取締役監査室長<br>現在に至る | 35,400株 |
| 5 | 北川松男<br>（昭和22年12月11日生） | 昭和38年４月<br>当社入社<br>平成９年４月<br>当社取締役岐阜営業部長兼企画出版部長<br>平成10年６月<br>当社取締役営業副本部長兼岐阜営業部長兼企画出版部長<br>平成13年６月<br>当社取締役製造本部長<br>現在に至る | 26,400株 |
| 6 | 木村伸男<br>（昭和26年12月20日生） | 昭和49年３月<br>当社入社<br>平成３年７月<br>当社東京営業部長<br>平成14年６月<br>当社取締役東京営業部長<br>現在に至る | 20,480株 |

（注）１．候補者のうち田中良幸氏は、日本イベント企画株式会社の代表取締役会長を兼務し、当社は同社と印刷受注等の取引関係があります。
２．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**第４号議案**　第61期役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来の利益処分における役員賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役６名に対し総額13,600千円、当期末時の監査役４名に対し総額1,300千円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

**第５号議案**　取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額については、平成３年６月27日開催の第46回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額4,000万円以内、監査役の報酬額を月額400万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の取締役の減員等諸般の事情を考慮し、また報酬制度の機動的な運用を可能とするため月額方式を年額方式に改め、取締役の報酬額を年額３億6,000万円以内、監査役の報酬額を年額4,800万円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は６名、監査役の員数は４名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されました場合も同様に、取締役の員数は６名、監査役の員数は４名となります。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

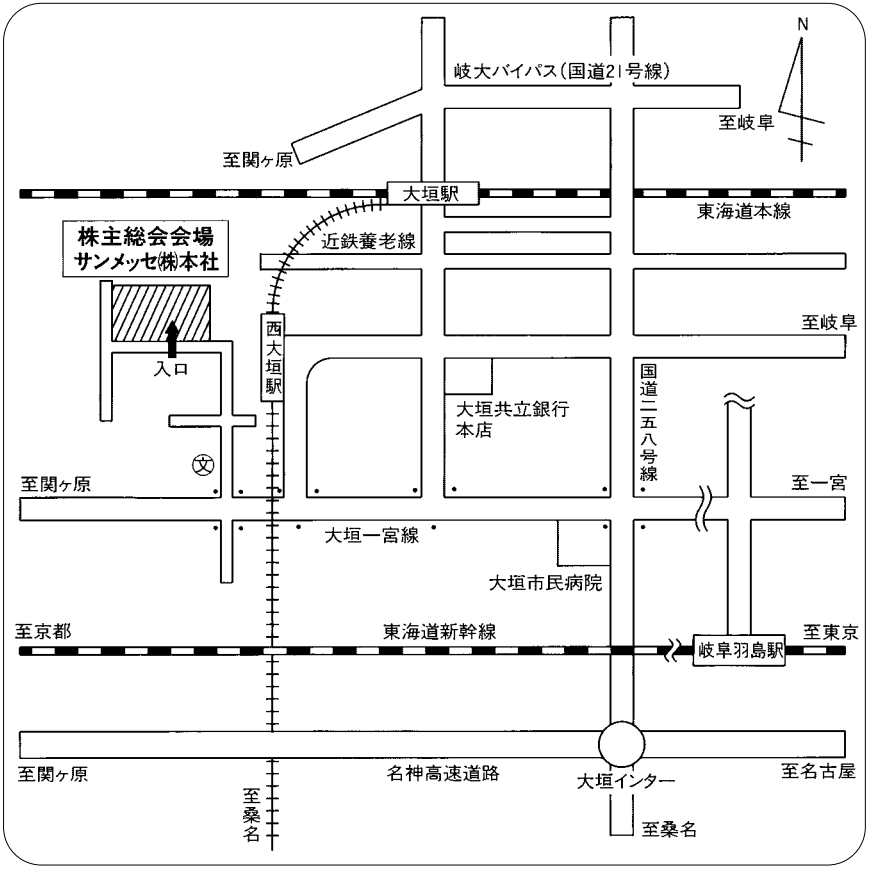


JR東海道本線大垣駅より タクシーで約10分
JR東海道新幹線岐阜羽島駅より タクシーで約30分
名神高速道路大垣インターより 車で約20分

R100
古紙含有率100%の再生紙を使用しています。
PRINTED WITH SOY INK
環境にやさしい大豆油インキを使用しています。